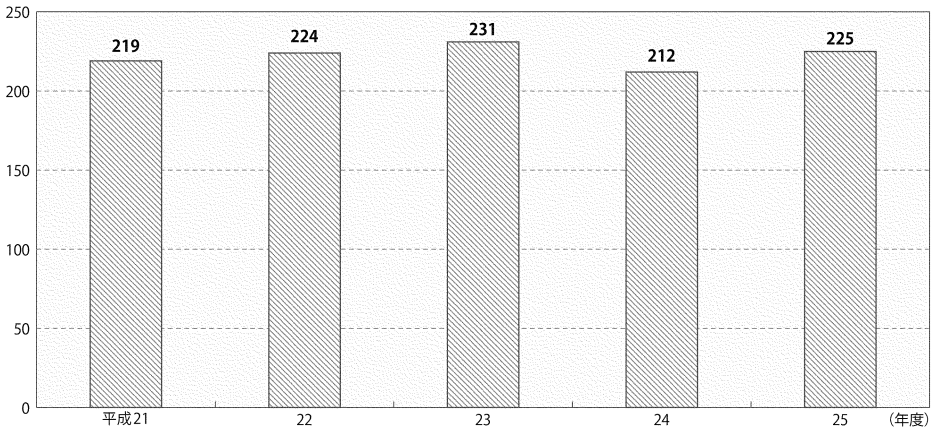
図1-8　Ⅱ種・Ⅲ種等採用職員の幹部職員（本府省課長級以上）の在職者数の推移

（単位：人）



（注）　在職者数は、各年度末における人数である。

6　法科大学院への派遣

法科大学院における教育は、司法修習生の修習との有機的な連携の下に法曹としての実務に関する教育の一部を担うものである。この観点に立ち、そのような実務に関する教育の実効性を確保するため、平成16年４月１日に法科大学院派遣法が施行され、裁判官及び検察官に加えて、行政実務に関する最先端の専門的な知識・経験を有する一般職の国家公務員を法科大学院に実務家教員として継続的かつ安定的に派遣する法科大学院派遣制度が設けられている。

平成26年度に法科大学院派遣制度により派遣された職員は31人（うち検察官29人）で、このうち国家公務員としての職務とともに法科大学院における教授等の業務を行う形態であるパートタイム型派遣による者が11人（同９人）、国家公務員としての職務に従事せず専ら法科大学院における教授等の業務を行う形態であるフルタイム型派遣による者が20人（同20人）となっている。

第４節　民間人材の採用の促進

民間人材の公務における活用に関しては、①公務の活性化のための民間人材の採用、②任期を定めた職員の採用、③研究公務員の任期を定めた採用、④官民人事交流など多様な制度によりこれを実施している。

1　公務の活性化のための民間人材の採用

規則１―24（公務の活性化のために民間の人材を採用する場合の特例）によって、部内の養成では得られない高度の専門性や多様な経験を有する民間の人材を円滑に採用し、公務の活性化に資するための弾力的な採用システムを設けている。

対象となるのは、⑴実務経験等により高度の専門的な知識経験を有する民間の人材を採用する場合、⑵新規の行政需要に対応するため、実務経験等により公務に有用な資質等を有する民間の人材を採用する場合、⑶公務と異なる分野における多様な経験等を通じて公務に有用な資質等を有する民間の人材を採用する場合であり、具体的には、原子力に関する専門技術者、診療情報管理士、金融実務経験者等をこの制度により採用している。

この制度による平成26年度の採用者数は表１―６のとおりである。

表1-6　民間人材の採用（規則１－24）に基づく採用状況

（単位：人）

府省名	採用者数					
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	累計
人事院						3
内閣官房						177
宮内庁	6	3	2			24
公正取引委員会	9	2	4	2		68
金融庁	9	2	1	6	6	231
消費者庁				2		2
法務省	2					36
公安調査庁	3			1	3	25
外務省	12	17	7			183
財務省	8	2	1	7	5	133
国税庁		1				3
文部科学省	2					122
厚生労働省						9
農林水産省	6	2	3			31
水産庁						3
経済産業省	13	10	14			177
資源エネルギー庁		1				1
中小企業庁		1				1
国土交通省	21	15	9	12	6	101
環境省						1
原子力規制委員会				22	49	71
独立行政法人家畜改良センター						1
独立行政法人国立病院機構	6	14	19	40	21	170
（参考）社会保険庁						59
（参考）日本郵政公社						254
合計	97	70	60	92	90	1,886

（注）累計は制度発足時（平成10年４月１日施行）以降の累積数